

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和4年7月9日 14時08分ごろ
発生場所	滋賀県大津市南小松東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位180°200m付近 （概位 北緯35°13.5′ 東経135°57.8′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>モト</sup> ・ <sup>ボート</sup> ・ <sup>サンダー</sup> F・C・SANADAは、浮体をえい航して西進中、右転時に浮体がブイに衝突し、搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	令和4年7月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ F・C・SANADA、5トン未満（長さ2.85m）
船舶番号、船舶所有者等	253-34492滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	浮体 破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「搭乗者A」という。）ほか1人の搭乗者が床面に座って乗ったトーイングチューブ（以下「本件浮体」という。）を長さ約20mのえい航索によりえい航し、大津市南小松の水泳場（以下「水泳場」という。）に戻ろうと約25km/hの対地速力で西進していた。</p> <p>船長は、水泳場が近づいて右転しようとした際、船首方に航行規制水域を示すブイが見えていたが、減速せずに右転してもブイに本件浮体が当たるような距離ではないと思い約45°右転したところ、本件浮体が外側に大きく振れてブイに衝突し、搭乗者Aが左脛に裂傷を負った。</p> <p>本船は、搭乗者2人がつかまった本件浮体をえい航して水泳場に戻り、船長が119番通報した後、搭乗者Aは救急車で病院に搬送されて治療を受けた。</p> <p>船長及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出航前にビール及びハイボールを飲酒していた。</p>
分析	本船は、本件浮体をえい航して西進中、船長が減速せずに右転しても船首方に見えていたブイに本件浮体が当たるような距離ではないと思い、約25km/hの速力のままで約45°右転したことから、本件浮体が遠心力で本船の航跡よりも外側に大きく振れてブイに衝突し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。

<b>原因</b>	本事故は、本船が、本件浮体をえい航して西進中、約25km/hの速力のままで約45°右転したため、本件浮体が遠心力で本船の航跡よりも外側に大きく振れてブイに衝突し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・浮体をえい航する水上オートバイの船長は、陸岸及び障害物から十分な距離（えい航索の2倍以上）を保ち、遠心力及び慣性で浮体を陸岸及び障害物に近づけないようにすること。</li><li>・浮体をえい航する水上オートバイの船長は、旋回する時、搭乗者に危険が及ばないよう十分に減速すること。</li><li>・水上オートバイの船長は、飲酒をした状態で操船を行わないこと。</li></ul>